

物件調書（物件番号 1）

所在地	伊予市下吾川字北西原 1793 番 16				
地籍（公簿）	554.03 m ²	地目（公簿）	宅地		
形状	長方形地				
接面道路幅員及び構造	市道新川団地 1 号線 アスファルト舗装 幅員約 6.1m				
法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域（市街化区域）			
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他	建築基準法第 22 条区域、宅地造成等工事規制区域			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	—	
供給処理施設の状況	種別	有無	施設整備状況	事業所名等	
	上水道	有	引き込み無 (前面道路に水道管有)	伊予市上下水道課	
	下水道	有	引き込み無 (前面道路に下水道管有)	伊予市上下水道課	
	都市ガス	無	—	—	
交通機関		伊予鉄道郡中線新川駅まで約 350m			
公共機関等	市役所	伊予市役所まで約 2.2km			
	小学校	郡中小学校まで約 2.4km			
	中学校	港南中学校まで約 2.9km			
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物件の引き渡しは現状のままとします。 ・本物件土地内に産業廃棄物・土壌汚染等があった場合の撤去、改良費用は全て買受者の負担とします。 ・道路斜線、隣地斜線、日影その他、建築計画を行う際には建築基準関係規定に適合させる必要があります。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合があります。詳細につきましては伊予市教育委員会社会教育課にお問い合わせください。 					

- 電力柱等、占有物が存在する場合は買受者において名義変更の手続きを行ってください。
- 物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていません。
- 物件の敷地内にフェンス、堀、柵、杭、よう壁、給排水施設、舗装、車止め、引き込み用の電柱などの工作物及び樹木等がある場合、これらの改修、撤去費用などについて市は負担いたしません。
- 電気などの各戸への引き込み手続き及び費用の負担は買受者が行っていただくことになります。
- 上下水道の利用については、申込前に上下水道課にご相談ください。
- 集落共同活動に伴う経費については、各集落の代表者に確認してください。

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

位置図

物件番号 1





物件番号 1



表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	5000001358102
地図番号	C51-4	筆界特定	余白		
所在	伊予市下吾川字北西原			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1793番16	宅地	554	03	1793番1から分筆 〔令和5年11月29日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和33年2月25日 第868号	原因 昭和33年1月27日買収 所有者 伊予市 順位1番の登記を転写 令和5年11月16日受付 第30380号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年9月3日
松山地方務局

登記官

紅谷泰子



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D47227 (5/6)

1/1